

事務連絡
令和7年2月19日

各府省庁消費者政策担当課 御中

消費者庁消費者政策課
寄附勧誘対策室

法人向け不当寄附勧誘防止法説明会 in 徳島 2025 の開催について
(周知依頼)

平素から消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、法人等から寄附の勧誘を受ける者の保護を図るため、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。)を運用しており、関係する情報の収集と調査を日々行うとともに、本法の趣旨について、積極的な周知・啓発に取り組んでいるところです。

今般、消費者庁では、昨年に引き続き、寄附を募る法人等が本法について正しく理解するとともに、正当な寄附勧誘を行う法人等の不安や懸念を解消することを目的として、別紙のとおり、徳島県庁内の会議室及びオンライン配信にて、不当寄附勧誘防止法について解説する説明会を参加費無料にて開催することといたしました。

各府省庁におかれましては、本説明会の開催趣旨をご理解いただき、本説明会の開催について寄附を募るあらゆる法人等に広く周知が行きわたるよう、関係機関等に対して御案内いただきますようお願いいたします。

また、ポスターやパンフレット等の各広報媒体を下記消費者庁ウェブサイトに掲載しておりますので、ダウンロードいただくなどして御活用いただき、不当寄附勧誘防止法の周知に御協力賜りますと幸甚に存じます。

(参考)

- 法人向け不当寄附勧誘防止法説明会 in 徳島 2025 の開催について
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/041132/>
- 不当寄附勧誘防止法 (消費者庁ウェブサイト)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

以上

【問い合わせ先】

消費者庁 消費者政策課寄附勧誘対策室
担当：高橋、北口、小島、小笠原
Tel：03-3507-8800(代表)

(別紙)

寄附の不当な勧誘を規制する法律がスタートしています



法人向け

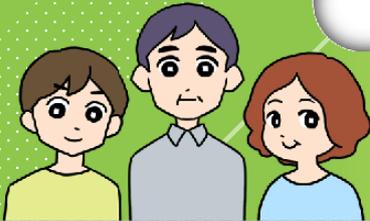
会場参加

オンライン聴講

不当寄附勧誘防止法説明会

in 徳島2025

徳島県外の方も
ご参加いただけます!



開催日

2025年3月17日(月)

時間

15:00~16:00 (予定)
(受付開始 14:30~)

会場

徳島県庁10階
消費者庁新未来創造戦略本部会議室1

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

<公共交通機関でお越しの方>
・JR徳島駅より徒歩約20分、バス約7分(「県庁前」下車)
・JR阿波富田駅より 徒歩約5分

<お車でお越しの方>
・徳島県庁の来庁者駐車場をご利用いただけます。
・車両の徐行運転、一方通行の規制、通路等での駐車禁止等を
遵守してください。

不当寄附勧誘防止法について、
知りたい、理解を深めたい
法人向けの説明会です。

※個人の方もご参加いただけます。



不当な寄附勧誘とは?



どのような行為が規制の対象
となるの?



寄附を募る場合、法人が注意
すべきポイントは?

参加方法

参加無料

事前申込制です。

お申込みはこちら >>>

※定員に達した時点で締切となります。



※この法律の正式名称は「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」です。

プログラム

講演内容「不当寄附勧誘防止法について」

1

消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室 担当官

不当寄附勧誘防止法が施行されたことに伴い、新たな規制についてご存じない方々や
漠然とした不安を抱いている方々に向けて、消費者庁から分かりやすく説明いたします。

2

質疑応答

主催  消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

【本説明会に関する問合せ先】
消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室
03-3507-8800(代表)